

農地法第3条許可申請書（てびき）

1. 許可の申請者

- ・農地等の権利を取得しようとする者
 - ・農地等の権利を設定・移転しようとする者
- 連名による申請

- ※ 未成年者による申請の場合、親権者又は後見人と併記し、親権者又は後見人であることが確認できる証明書等を添付してください。
- ※ 競売、公売、遺贈等による場合、確定判決等がある場合には、単独申請をすることができます。
- ※ 許可申請後、処分前に譲渡人が死亡した場合には、相続人の意思が確認できる申立書、相続関係図、戸籍謄本、遺産分割協議書等を提出することにより、有効な申請とします。
- ※ 許可申請後、処分前に譲受人が死亡した場合には、申請の取り下げをお願いします。

2. 許可申請時の必要書類

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請書（様式Ⅰ－1～5） 各1部

様式Ⅰ－1 すべての申請者が提出

様式Ⅰ－2 原則、すべての申請者が提出

[不要な場合]

- ①地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利設定
- ②農業協同組合法第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、同項の委託を受けることにより農地又は採草放牧地の権利を取得しようとする場合、又は、農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合
- ③権利取得者が景観整備機構である場合

様式Ⅰ－3 法第3条第3項の規定により、使用貸借又は賃貸借に限る申請を行う者のみ提出

様式Ⅰ－4 特殊事由による申請者のみ提出

[必要な場合]

- ①様式Ⅰ－2の不要な者の場合
- ②農地所有適格法人以外の法人でその者の業務の運営に必要なものとして権利の設定・移転を行う場合
(地方公共団体、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人農林水産消費安全技術センター 等)

様式Ⅰ－5 農地所有適格法人のみ提出

(2) 添付書類

	必 要 書 類	様式
共	土地の登記事項証明書（原本に限る） ※相続登記が行われていない場合は、速やかに相続登記を行うとともに、遺産分割協議書等、真正な権利者であることが確認できる書類を添付すること+。 ※所有者の現住所が登記簿上の住所と異なる場合には、住民票等、同一人物であることが確認できる書類を添付すること。	—
	本人確認書類（譲渡人） （免許書コピー、マイナンバーカードコピー、パスポートコピー 等）	—
通	住民票（譲受人・被設定人の世帯員全員が記載されているもの）	—
	耕作証明書（譲受人・被設定人）	—
	現在の耕作状況一覧（譲受人・被設定人）	I-6
	申請地の位置図（10,000 の 1 程度）	—
	住所地から申請地への経路図（譲受人・被設定人）	—
	申請地及び付近の地番を表示する図面（公図）	—
農地所有適格法人が権利を取得する場合	法人登記事項証明書、定款又は寄付行為の写し ※定款には、原本と相違ない旨、記入・押印すること	—
	組合員名簿（又は株主名簿、社員名簿）	—
	農業法人投資育成事業を営もうとする株式会社が構成員である場合） 構成員が承認会社であることの証明、その構成員の株主名簿	—
	（法第 2 条第 3 項第 2 号チに掲げる者が構成員である場合） 構成員と農地所有適格法人との契約書（写し）	—

※ 代理人による申請の場合は委任状が必要です。

※ その他個々に応じて必要な書類の提出をお願いすることがあります。

- ・ 権利移動がわかる書類（例 土地売買契約書、贈与契約書、農地貸借契約書等）
- ・ 戸籍謄本（2 親等内の親族であることの確認が必要な場合）